



建設業の事業主の皆さまへ

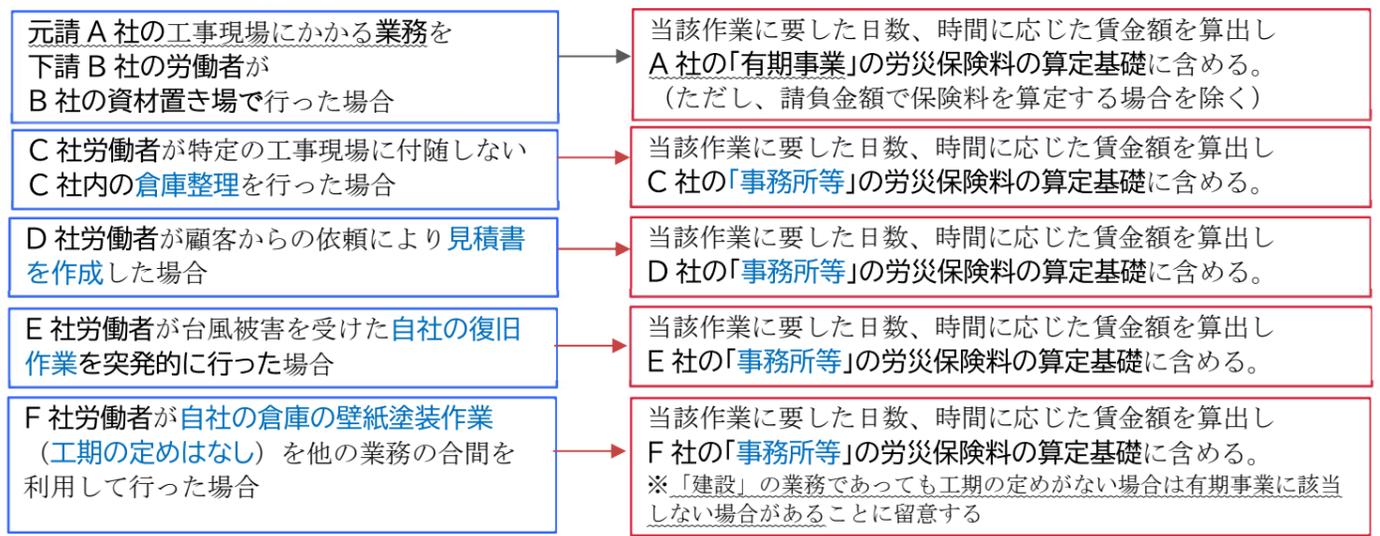
～ 所属労働者が「特定の工事現場に付随しない業務」を行う場合は
事務所等の労災保険（継続事業）を成立させる必要があります ～

「特定の工事現場に付随しない業務」とは・・・

- 元請事業が関連しておらず、かつ、有期事業にも該当していない業務のことで、
具体例としては以下の①～④の業務等が該当します。
- ① 土場・資材置き場等での整理作業（*）や所属事業場施設内での作業
（*）土場・資材置き場等での整理作業には、型枠、重機、電動工具等の清掃、整理整頓、メンテナンス作業等があります。
 - ② 見積書作成のため取引先への現場状況確認
 - ③ 事業として行わない防災対策作業や災害復旧作業、除雪作業
 - ④ 所属事業場の修繕作業（工期を定めていない等）



<<有期事業と事務所等（継続事業）の労働保険料の労災保険分の区分例>>



「事務所等の労災保険」に関する留意点について・・・

- ① 事務職の労働者を雇用していない場合でも建設業務従事者が「特定の工事現場に付随しない業務」に従事する見込みがある場合は、保険関係の成立が必要です。
※既に、建設の事業の保険関係とは別に、継続事業の労災保険を成立している場合は、保険料の算定方法（下記④）に留意してください。
- ② 適用単位（事業場）は、原則、当該建設事業場（事業主）の事務所所在地となります。
※ただし、組織的に独立した事業が他にある場合を除きます。
- ③ 適用業種については主たる業態により判断されます。
- ④ 保険料の算定にあたっては「特定の工事現場に付随しない業務」に従事した部分の賃金額を算出し、算定基礎に含めてください

所属労働者が特定の工事現場に付随しない業務で負傷(疾病含む)した場合は、
事務所等労災の保険関係で労災請求する必要があります。

建設業の事業主の皆さまへのお願い

年度更新時の労働保険料の適正な申告と正しい保険関係による労災請求について

- 》下請事業の所属労働者が元請事業に関連した業務で負傷した場合(疾病含む)は、元請事業の保険関係で労災請求する必要があります。
この場合、下請事業の保険関係で労災請求することは誤りとなりますのでご注意ください！！
- 》労働保険の年度更新では、次のア～ウについて、それぞれ適正に申告をしてください。
ア 元請として行った工事が前年度に終了した場合は一括有期事業の労災保険
イ 特定の工事現場に付随しない業務については「事務所等労災」(継続事業)の労災保険
ウ 所属労働者の雇用保険

《筆者：山本》

お知らせ

- 令和8年度の任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について
前年度から変更なしで32万円となります。
- 令和8年4月から、子ども・子育て支援金制度が始まります
被用者保険（協会けんぽ・健保組合・共済組合）の支援金率は0.23%（労使折半）となります。
令和8年4月分から医療保険料とあわせて拠出いただくことになります。
- 令和8年度の年金額改定について
1. 令和8年度年金額は、前年から国民年金が1.9%の引上げ、厚生年金が2.0%の引上げとなります。
(国民年金満額の場合 月額70,608円 + 1,300円)
2. 国民年金保険料 17,920円/月 (+410円)
3. 在職老齢年金の支給停止調整額 65万円 (+14万円)



● 協会けんぽの申請書の様式変更について

振込先指定口座欄に公金受取口座の利用希望欄が追加されました。

公金受取口座の利用を希望される場合は、マス目に「1」と記入するだけで、金融機関名称等の振込先情報の記入は不要となります。

● 障害者の法定雇用率が引き上げられます（令和8年7月以降）

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3% ⇒	2.5% ⇒	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

- ▶ 障害者を雇用しなければならない対象事業主には、以下の義務があります。
◆ 毎年6月1日時点での障害者雇用状況のハローワークへの報告
◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」の選任（努力義務）



企業の経営者の皆様を全力投球で応援致します



社会保険労務士法人 鍋島事務所
〒321-0923 宇都宮市下栗町2750-2
TEL: 028-635-9752 FAX: 028-635-9298
ホームページ <http://www.nabeshima-sr.or.jp>
E-mail: nabeshima@nabeshima-sr.or.jp

